

外国人の人権

1 排外主義の台頭

2025（令和7）年7月の参議院議員選挙で「日本人ファースト」を掲げる政党が大躍進したことにも現れるように、昨今、景気低迷と物価高に伴う社会不安、オーバーツーリズム問題などを背景に、外国人を敵視する排外主義が急速に台頭している。

しかし、それらの主張は誤情報によって後押しされていることが多い。例えば、外国人への生活保護支給を停止すべきとの主張は、権利の性質上外国人にも保障されている生存権（憲法25条）の否定である。そして、こうした主張を後押ししているのは、外国人の生活保護受給率が日本人と比べて著しく高い、外国人に生活保護を認めている国は日本だけ、などといったインターネット上の誤情報である。

また、外国人の犯罪率は日本人の犯罪率と大きく変わらないにも拘わらず、「外国人が仕事に就けず犯罪に走る」「外国人による静かな侵略」といった主張が繰り返される結果、外国人への偏見と差別が助長されている。

さらに本来そのような動きに歯止めを掛けるべき日本政府は、逆に、排外主義の台頭に迎合するように、2025（令和7）年5月23日、「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する」ための「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）を発表した。しかし、政府が「ルールを守らない外国人」といった否定的な評価を行うことで、さらに外国人全体に対する排外主義と差別が助長されるのであって、その結果、実際には国民の安全・安心に何ら脅威を与えず、むしろ保護されるべきDV被害者や難民等の人権を侵害するおそれが高い（2025（令和7）年7月22日付日弁連「国際人権法に反する『国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン』に反対する会長声明」、同年9月17日付東弁「『国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン』に抗議し、差別と偏見のない多文化共生社会の実現を求める会長声明」）。

2 人種差別に関する問題

（1）包括的な人種差別禁止法の不存在

2016（平成28）年6月に施行されたヘイトスピーチ解消法は、解消すべきとされている「不当な差別的言動」の対象者が、本邦外出身者又はその子孫で、かつ、本邦に適法に居住する者に限定されている点、理念法に過ぎずヘイトスピーチの禁止規定を持たないため実効性に欠ける点で問題である。実際、現在もヘイトスピーチを繰り返すデモや街宣活動が繰り返されており、とりわけ最近ではクルド人に対するヘイトスピーチが深刻化している。日弁連が2023（令和5）年4月14日付「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」で求めているとおり、包括的なヘイトスピーチ禁止法を制定し、ヘイトスピーチに対しては政府から独立した専門機関による適正手続のもとで一定の制裁（過料処分等）が科さ

れる必要がある。

(2)ヘイトクライム

人種差別を動機とする犯罪も後を絶たない。例えば、2021（令和3）年3月にはヘイトスピーチ解消法の成立時に国会で参考人として証言した在日コリアンの女性に対する脅迫文の送付、同年7月には奈良県の韓国民団の施設に不審火が発生、同年8月には京都府の在日コリアン集住地区（ウトロ）で放火事件、同年12月には大阪府の韓国民団牧丘支部の室内にハンマーが投げ込まれ、2022（令和4）年4月には大阪府にあるコリア国際学園への放火事件も起きている。

日本政府は、日本のヘイトクライムの現状について実態調査を行い、ヘイトクライムに対する加重処罰の導入などしかるべき対策を速やかに講じるべきである（東弁2022（令和4）年10月13日付「国に緊急のヘイトクライム対策を求める会長声明」）。

3 外国人の在留資格に関する問題

(1)育成就労制度

2023（令和5）年6月に成立した改正入管法（以下「2023年改正入管法」という。）は、技能実習制度に代わって新たに育成就労制度を創設し、これまで制限されてきた本人意向の転籍が認められることとなった。しかし、その要件として「やむを得ない事情」のほか、業務分野に応じた1～2年の就労実績、日本語能力A2という条件を課しているため、依然として転籍は困難であり、人権侵害が解消されない恐れがある。

(2)永住資格取消事由の拡大

2023年改正入管法は、永住者の在留資格の取消事由に公租公課等の滞納を追加した。しかし、既に日本で安定した生活基盤を有する者が公租公課を滞納したからといって、差押え等の通常の制裁に加えて、在留資格の取消しというその生活基盤を根こそぎ奪うような制裁を与えることは、永住者とその家族の人権保障に反する（日弁連2024（令和6）年3月7日「技能実習制度及び特定技能制度の在り方並びに新たな在留資格取消し制度の導入に関する政府方針に対する会長声明」、東弁2024（令和6）年5月16日「永住資格取消制度の創設に反対する会長声明」）。

4 難民に関する問題

国際基準に基づかない独自の難民認定基準と、適正手続の保障を欠く難民認定手続のもと、日本は諸外国に比べて極端に低い難民認定率（2024（令和6）年度は1.5%）を維持している。かかる日本の難民認定制度のもとでは、日本政府が「誤用・濫用的」とする難民認定申請者の中に真の難民が数多く含まれているとの合理的推測が働く。現に3回目の申請まで一貫して不認定とされていた申請者が訴訟で難民と認定された例も複数存在している（2024（令和6）年1月25日名古屋高判、同年10月24日東京地判）。

しかし、2023年改正入管法は、3回目以降の難民申請者は「相当な理由」を示さない限り

本国に送還可能とした。かかる法改正はノン・ルフルマン原則（難民を迫害の危険に直面する国へ送還してはならないとする原則。難民条約 33 条 1 項）に反している（東弁 2023（令和 5）年 6 月 8 日付「政府提出の入管法改正案の強行採決に反対し、廃案を求める会長声明」）。

5 外国人に対する収容の問題

(1) 全件収容主義の問題

入管法は、退去強制事由に該当する全ての外国人を収容するという「全件収容主義」を採用している。しかし、収容の根拠となる収容令書、退去強制令書はいずれも司法審査なしに入管が発付する点、退去強制令書による収容には期間制限がない点が問題である。この収容から身柄を開放する仮放免の許可の判断基準も不明確で、入管の広範な裁量に委ねられている。

また、仮放免中は都道府県等一定の区域を超える移動をするには一時旅行許可が必要であり、法律事務所への訪問や親族訪問が必要な場合、これまで 1 ヶ月など仮放免期間と同期間の一時旅行許可を付与されていた。しかし、2024（令和 6）年 4 月以降、東京出入国在留管理局は、訪問日の特定、弁護士の名刺や法律事務所の住所と地図の提示、予約票の交付などを要求し、これに応じないと不許可とする運用を開始した。これにより、仮放免者の限られた移動の自由はさらに制限されている。そこで 2024（令和 6）同年 9 月 3 日に日弁連、が 2025（令和 7）年 1 月 8 日に東弁がそれぞれ入管に対して運用変更を求める申し入れを行ったが、未だに改善されていない。

(2) 新たな監理措置制度の問題

2023 年改正入管法は、収容の代替措置として監理措置制度と就労許可の制度を導入した。

しかし、収容か監理措置かの決定、及び就労許可の決定は、いずれも司法審査なしに入管の裁量に委ねられている点、支援者や弁護士らに対してその立場と相容れない監視の役割を担わせる点、また、この法改正によっても収容期間の上限規制が設けられなかったという点で問題である。

6 東京弁護士会の取り組み

外国人の権利に関し、東京弁護士会は、会長声明の発出、シンポジウムの開催、支援団体との交流会、学生向けの法教育授業の実施など、他会と比べても活発に取り組んできた実績がある。昨今、日本社会に蔓延する排外主義に抗し、さらなる人権状況の悪化を食い止めるため、当会は、今後もこの問題についてリーダーシップを發揮して積極的に取り組んでいく必要がある。

以上